

ユニバーサルデザイン2020
中間とりまとめ(案)
参考資料集

1. すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年(平成32年)以降順次実施される**学習指導要領改訂**において、**道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実**させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園でも併せて推進する。
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で**自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするため「心のバリアフリーノート(仮)」の作成**を含めた取組の検討を進める。

- 教育課程の基準である小・中・高等学校の学習指導要領および幼稚園教育要領は、概ね10年に1度改訂。現在、2020年(平成32年)以降順次実施を目指して、中央教育審議会において改訂に向けた審議が行われているところ。(※幼稚園教育要領については平成30年以降)
- 道徳教育については、2018年(平成30年)以降、これまでの「道徳の時間」を新たに「**特別の教科 道徳**」(道徳科)として位置づけ。検定教科書を使用し、「**考え、議論する道徳**」に向けて抜本的改善を図る。
- 教科書については、原則、4年に1回検定を行う。2020年(平成32年)からの新学習指導要領に対応した教科書の検定(道徳科を含む)は2018年(平成30年)から開始(予定)。



音楽の授業での交流

交流を重ねることで互いを認め合う

「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省特別支援教育課作成)より

学習指導要領の改訂と小・中学校の教科書検定・採択スケジュール

学習指導要領改訂告示(小、中学校)(予定)

「特別の教科 道徳」開始～

現行学習指導要領

新学習指導要領(全体)

学校種別等区分\年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定	◎				◎			◆	◎	◎		
	採択		△				△			▲	△	△	
	使用開始	○		○			○				●	○	○
中学校	検定		◎				◎			◆	◎	◎	
	採択			△				△			▲	△	△
	使用開始				○				○			●	○

◆▲●は道徳科の教科書のみを検定・採択スケジュール。黄色掛けの部分が新しい学習指導要領に対応する部分(予定)。

2. すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

○教職課程、教員研修、免許状更新講習において心のバリアフリーを学ぶ項目

教職課程

教員として最低限必要な資質能力を育成することが目的。
なお、学ぶべき内容は教育職員免許法等の法令で定められている。

○法令で定められる主な教職課程の内容（例）

ア) 教職の意義等に関する科目

・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）

イ) 教育の基礎理論に関する科目

・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）

・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

ウ) 教育課程及び指導法に関する科目

・道徳の指導法

エ) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

・生徒指導の理論及び方法

・教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

オ) その他

・日本国憲法

教員研修

個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図ることが目的。

○初任者研修及び十年経験者研修における主な研修内容（例）

・道徳教育

・いじめ防止

・特別支援教育

・人権教育・男女共同参画

免許状更新講習

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることが目的。

○主な講習内容（例）

【必修領域】

・子どもの発達に関する脳科学、

心理学等における最新の知見

（特別支援教育に関するものを含む）

【選択必修領域】

・学校を巡る近年の状況の変化

・教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）

・道徳教育

【選択領域】 大学等が独自に開設

採用前

採用後

3. 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度までに、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、自治体単位で**福祉部局、教育委員会、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成**を促進する方策を検討する。
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて**全面展開**を図る。

交流及び共同学習

学習指導要領の総則等において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けることや、障害のある人々等との触れ合い等の体験活動の充実について規定。

特別支援学校と小中学校等、小中学校等の特別支援学級と通常の学級の間で、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な方法で実施。

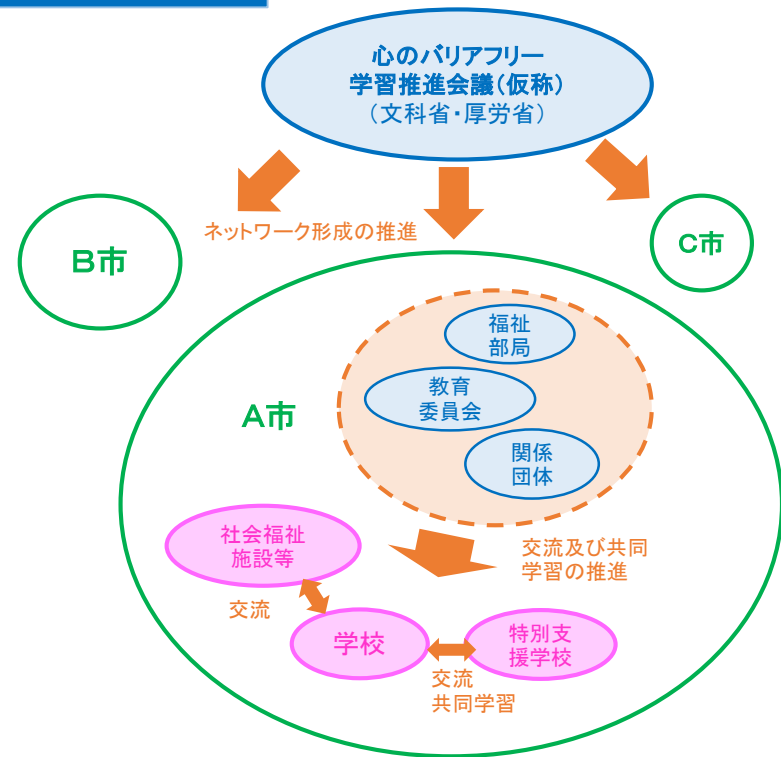


友達の似顔絵を描いてプレゼント

交流会を継続的に実施

「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省特別支援教育課作成）より

推進イメージ



4. 障害のある児童・生徒・学生を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、**特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実**を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように**ICTの活用を含めた環境整備**を進める。
- 高等学校における通級による指導を平成30年度から新たに制度化**し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率**については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までに**おおむね100%に引き上げる**。

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
特別支援学校等の指導内容の改善	指導要領の改訂				順次実施
ICTの活用を含めた環境整備	学習上の支援機器等の教材の研究開発、教材・支援機器等活用情報の公開、インクルーシブ教育システムを推進するための補助事業等の環境整備を実施。				
高等学校における通級による指導	制度改正（H28年度）指導内容普及		制度開始、指導内容や指導体制等の環境整備推進		
特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校教諭免許状保有率の引き上げ（H26年度73%→H32年度おおむね100%）				

5. 高等教育（大学）での取組

幅広く大学において、**大学生や大学関係者による「心のバリアフリー」への理解を促進するための取組が展開されるよう、各大学における積極的な取組を促す。**

○ 大学の様々な場面（例えば、授業や就職支援等）における**取組事例の収集**

○ 収集した**取組事例等の周知**

→ 周知方法として考えられるもの

✓ 学長や教職員が集まる会議等での紹介

✓ 文部科学省関連HPへの掲載

○ 高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、**平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定し、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。**

○ 本年度、大学生や大学関係者を対象として、「心のバリアフリー」に関するワークショップ開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。（**有志の大学と連携**）

✓ **ワークショップ**

・大学生が主体的にかかわる方式で、ワークショップの内容を検討

・有識者や障害のある方を招き、参加者が障害のある方と実際に接する方式で実施

（内容の例）障害のある学生とない学生によるトークセッション、学生による障害のある方の介助体験等



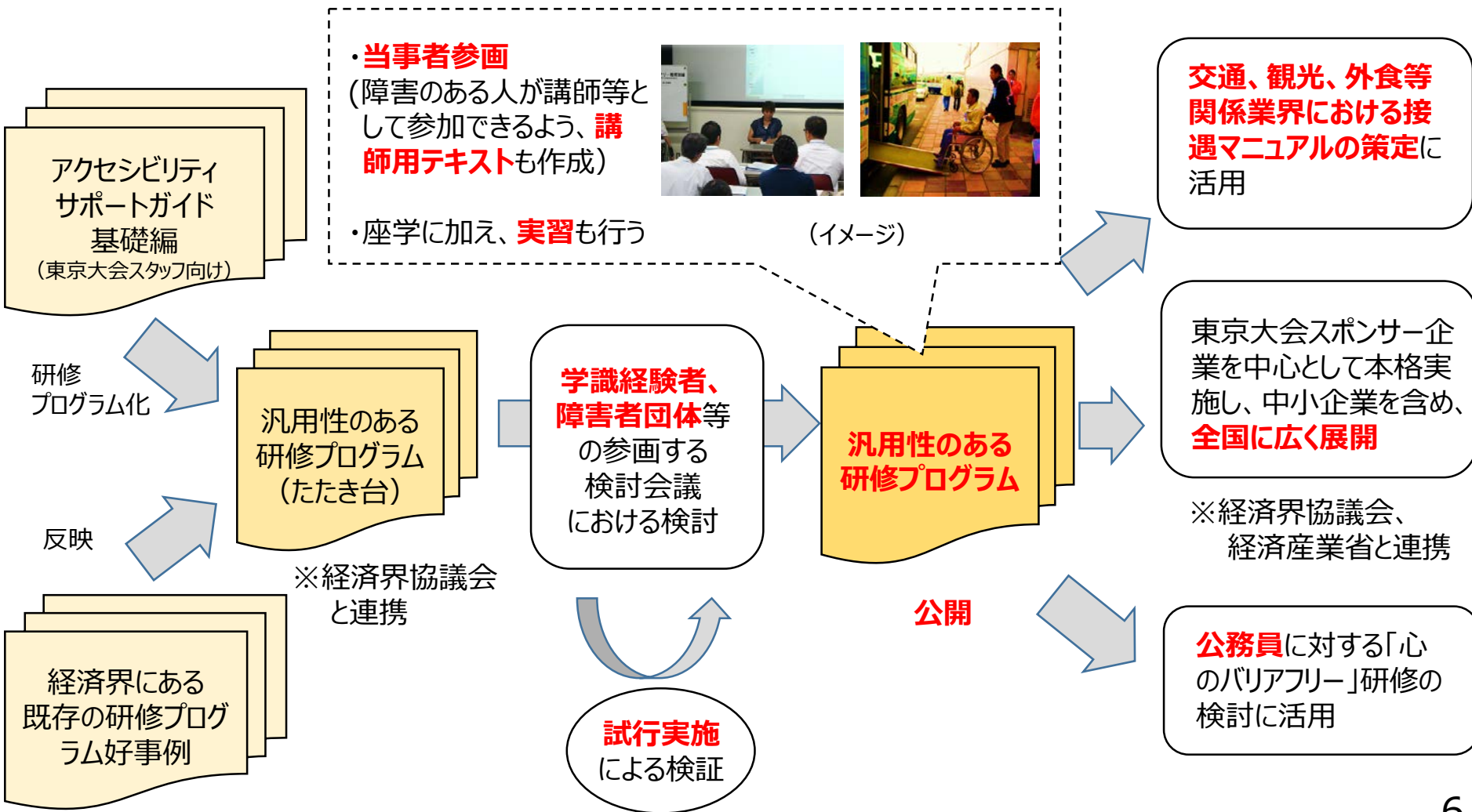
✓ **大学生によるボランティアの推進**

・パラリンピック事前キャンプ受入れ大学等における大学生ボランティアの促進等

（内容の例）パラリンピック関係者、大学生ボランティア、地域の人々等を集めたコンファレンス等

6. 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、今年度中に、学識経験者や障害者団体等参画のもと、「心のバリアフリー」の**汎用性のある研修プログラム**を策定。
- 来年度以降、国家公務員や幅広い産業における研修等の実施に向け、活用。



7. 交通分野におけるサービス水準の確保

- 障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- アクセシビリティ・サポートガイド基礎編等を基に、29年度中に、交通事業者向け**接遇ガイドライン**を作成
- 交通事業者の行う研修について、**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討

- ・バリアフリー法においては交通事業者による移動円滑化に必要な研修が努力義務化され、各交通事業者において、職員に対する接遇研修等を実施。
- ・2020年東京大会開催時には、障害のある人や高齢者を含む多くの外国人の来訪が見込まれる。様々な移動制約を持つ方に対しきめ細やかに対応するため、公共交通分野の特殊性を踏まえたソフト面の対応を充実させる。

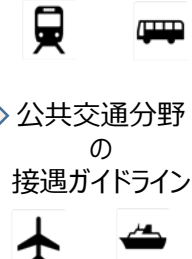
接遇内容の充実

アクセシビリティ
サポートガイド
基礎編
(東京大会ス
タッフ向け)



公共交通分野固有のサポートの必要性
(イメージ)

- ・乗降時のサポート
- ・乗(車、船)券、搭乗券購入
- ・輸送中の安全確保
- ・輸送障害発生時の対応



公共交通分野
の
接遇ガイドライン

研修の充実



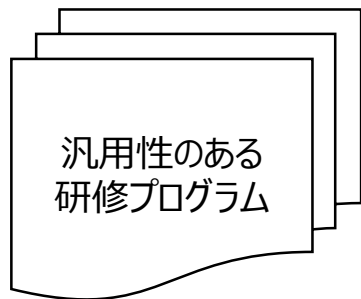
8. 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

○所管省庁は各業界団体等と連携し、

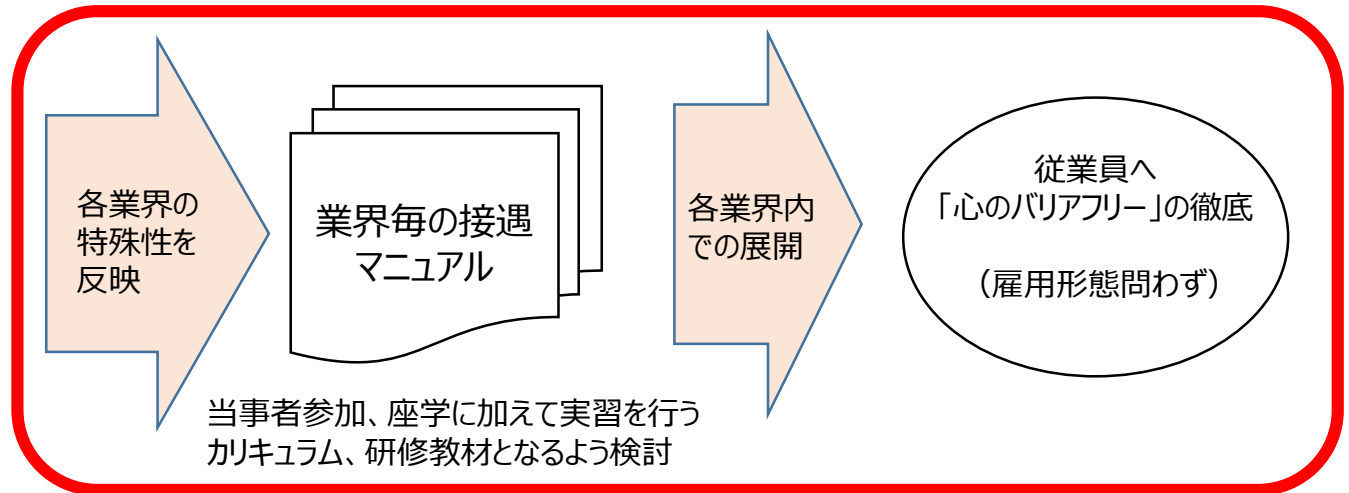
- ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、**29年度中に、業界毎の接遇マニュアル**を作成

(**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討)

- ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底



経済界協議会と連携し
内閣官房が策定（本年度）



当事者参加、座学に加えて実習を行う
カリキュラム、研修教材となるよう検討

業界	業界毎の接遇マニュアルにおける検討項目例（イメージ）
観光	旅行予約時等のバリアフリー情報提供の在り方、ホテルや旅館等における接遇対応の在り方等
外食	来店時の対応、情報提供・意思疎通にかかわる対応、飲食物提供時の対応等
流通	店舗等における接客対応や買い物時のサポート、インフォメーション機能の充実や見やすい表示の在り方等

9. 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組①

改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、**一般就労への移行や就労定着**を促進する。

- 第4期障害福祉計画の成果目標として、**就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数**を平成29年度末までに**平成24年度実績の2倍以上**とすることを設定。
この目標を達成するために、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すことを設定。
- 障害者総合支援法の一部改正により、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、**事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）**を創設（平成30年4月施行）。

農林水産省及び厚生労働省における農福連携支援制度

- 農林水産省では、**農園の開設・整備**に加え、**トイレ等の付帯施設の設置**といったハード面での助成のほか、**障害のある人を農山漁村に受け入れ、農業研修**などのソフト的な取組も支援。
- 厚生労働省では、**障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣**や**農福連携マルシェの開催等**を支援。

農林水産省における支援制度

- **農山漁村振興交付金**
 - ・ **農山漁村活性化整備対策（ハード）**
市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害のある人等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進。
【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等
(市町村が活性化計画を策定する必要があります。)
【補助率】1/2以内等
 - ・ **都市農村共生・対流及び地域活性化対策（ソフト）**
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を健康・福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援。
【実施主体】地域協議会（構成員に市町村が含まれるものに限ります。)
【補助率】定額（1地区当たり上限800万円）
- **都市農業機能発揮対策事業**
都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進。
【実施主体】民間団体、NPO法人、市町村、社会福祉法人等
【補助率】ソフト事業 定額（1地区当たり上限150万円）
ハード事業 1/2（1地区当たり上限概ね1,000万円）

厚生労働省における支援制度

- **工賃向上計画支援事業（障害者総合支援事業費補助金）**
 - ・ **農福連携による障害のある人の就農促進プロジェクト**
農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術にかかわる指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。
【実施主体】都道府県
【補助率】10/10



11. 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、**障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ**を強化することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内地域住民
3. 実施内容：**市町村が実施する地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。**
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施
 - (1) **教室等開催**：障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害のある人等の理解を深めるための教室等を開催する。
 - (2) **事業所訪問**：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害のある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
 - (3) **イベント開催**：有識者による講演会や障害のある人等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害のある人等に対する理解を深める。
 - (4) **広報活動**：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害のある人に関するマークの紹介等、障害のある人等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
 - (5) その他の形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

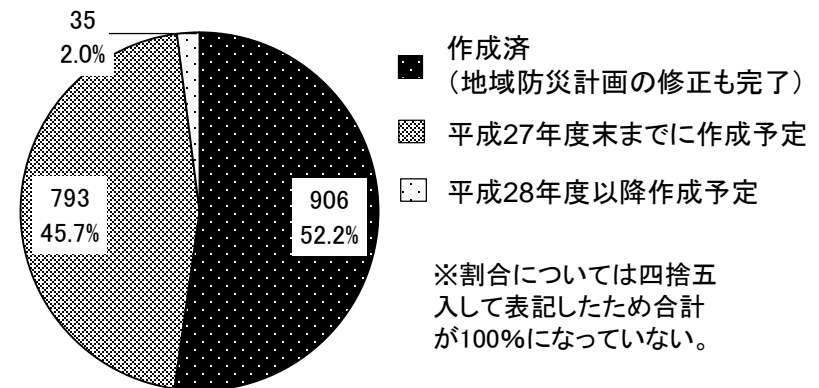
1 2. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理した**パンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。**

背景

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることなどが定められた。
- 平成27年4月1日現在において全国の市町村のうち52%が作成済みであり、平成27年度末までに98%が作成済みとなる見込み。

避難行動要支援者名簿の作成状況



※割合については四捨五入して表記したため合計が100%になっていない。

※平成27年4月1日現在

課題

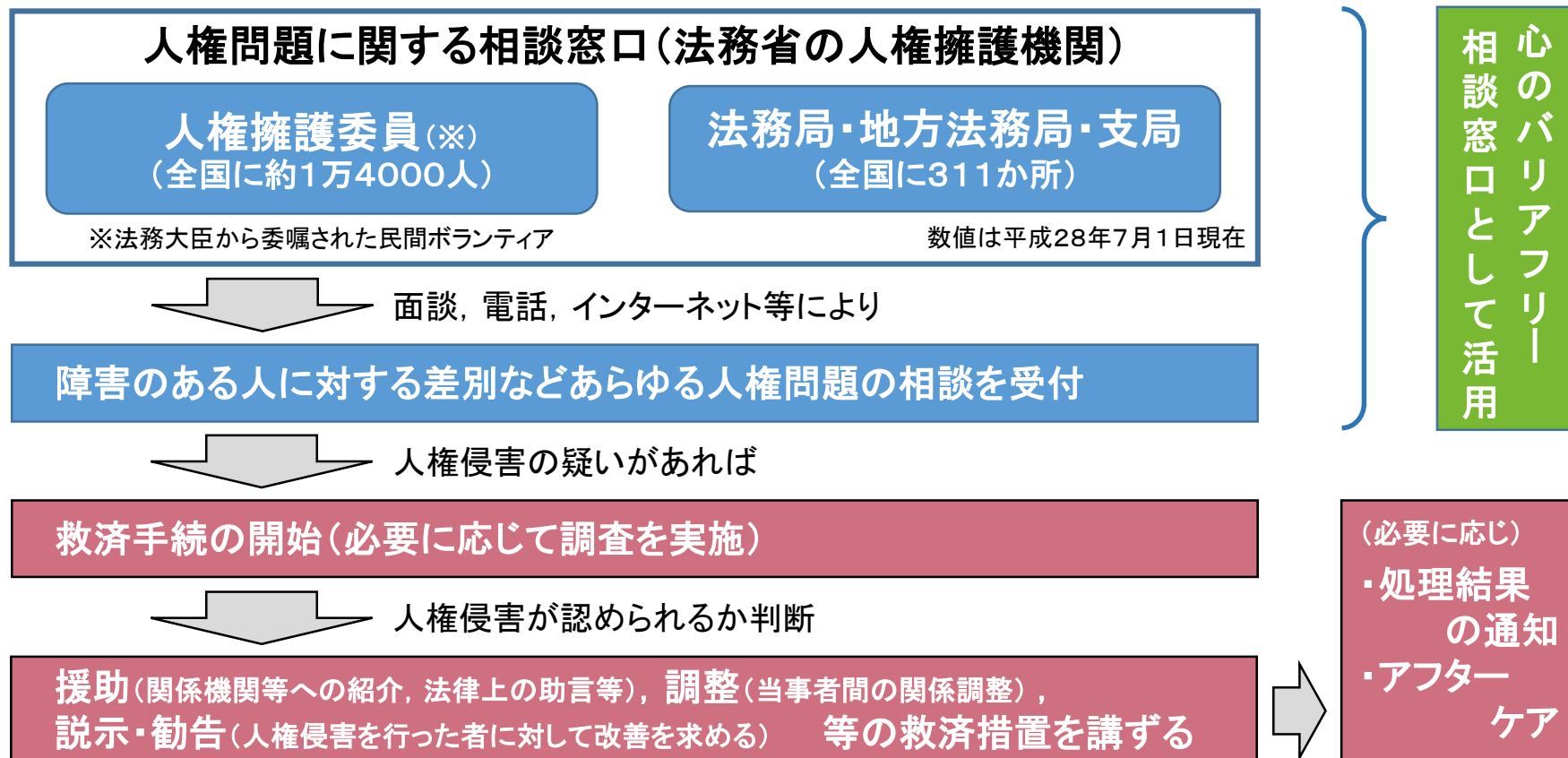
- 各市町村で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時において名簿を活用した実効性のある避難が行えるよう、関係者に対し、さらなる制度の周知が求められているところ。

施策

- 避難行動要支援者に名簿情報の提供に関する本人同意について理解を促すとともに、災害時に名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。

13. 「心のバリアフリー」相談窓口

- 障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（**「心のバリアフリー相談窓口」として活用**）。
- 人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
- 関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。



14. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の普及

ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

【概要】

2020年や2020年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）の**オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化**等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。

- ▶ トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」／平成27年1月（抜粋）

「オリンピック・パラリンピック競技大会」の名称のとおり、近年、オリンピック競技とパラリンピック競技は一体的に捉えられ、運営されている。また、**オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点から、NTC及びJISSをオリンピック競技とパラリンピック競技のトップアスリートが共同利用**することにより、NTC及びJISSの機能強化を図るべきである。

【NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用】

- ▶ トレーニング方法、指導方法等における様々な相乗効果
- ▶ 効果的・効率的な施設活用
- ▶ オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携



パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う**障害者スポーツへの関心の向上**

【拡充整備】

- ▶ オリンピック競技とパラリンピック競技の相乗効果を高めるための仕組み
 - オリンピック競技とパラリンピック競技のアスリートや指導者等の交流が可能とするため、テクニカルルーム、更衣室・シャワー室、宿泊室等、施設全般にわたって車椅子対応
- ▶ アスリートがトレーニングに専念できる環境と見学者専用通路を両立させる設計を導入



共同利用の施設を見学すること等を通じ、公共スポーツ施設等のバリアフリー化等にかかる管理運営の意識改革を行う。

パラリンピックへの興味・関心を高める取組の推進

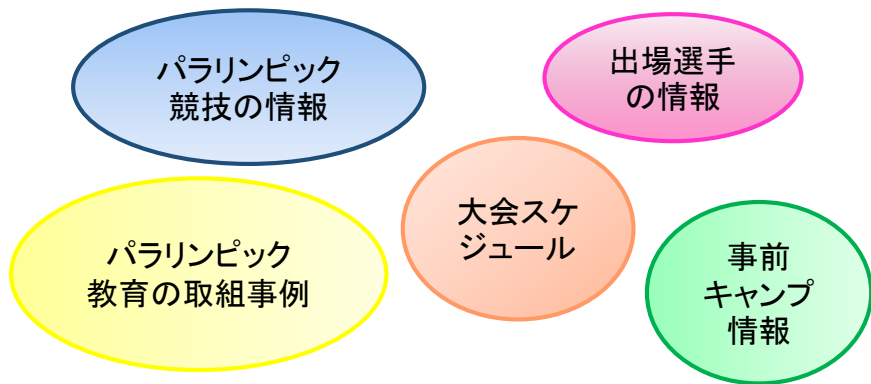
【概要】

多くの児童・生徒・学生に2020年パラリンピック東京大会に関心を持ってもらえるような取組を推進し、観戦へとつなげる。

【取組例】

学校を通して**パラリンピックに関する情報**を提供し、まずは**興味・関心**を持っていただき、**観戦**へとつなげる。

パラリンピックに関する様々な情報を提供



興味・関心を喚起



学校や家庭の他、様々な活動の中でパラリンピック大会を観戦

15. 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改定）を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育（special support education）を変革
 - みんなをつなげる次世代の「共生学校」を創造
- 既存の特別支援学校を拓く！

・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」に変革
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**
・自助、共助、公助を一体として推進

具体的な取組

特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、「**地域社会のハブ（交流拠点）**」化

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

特別支援学校の児童生徒からの公募によりロゴマークを選定

幅広い地域住民が参加する**地域共同運動会・文化祭**等の開催

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによる**スポーツ体験会**等の開催

プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、**障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会**の創設

特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の**交流及び共同学習の促進**／その成果の発表大会

障害のある人とない人が**共同で制作**を行う文化芸術活動の促進／制作した**作品の展示・販売**

卒業後も障害のある人が特別支援学校や地域社会から**様々な支援を受けられる**機会を充実

市町村や事業者と連携し、本年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。

「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」（概要）

【目的】

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、地方公共団体と連携し、学識経験者、障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図る。

【参加者】 どなたでも参加可

【開催場所】 全国15カ所（平成28年度）

【内容】（予定）

- ①主催者挨拶
- ②基調講演「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」
- ③地域協議会設置団体からの取組状況報告
- ④民間事業者の実践例紹介
- ⑤パネルディスカッション

【主催】 内閣府、開催地自治体

17. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動②

- 法務省の人権擁護機関と**地方公共団体や民間事業者が連携し**，障害者スポーツ体験会等，広く一般国民を対象とした，「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
- 障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し，作成・配布する**コンテスト型啓発活動**を実施

①地方公共団体，民間事業者との連携

- 法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者等が連携し，障害者スポーツ体験会などを実施し，障害のある選手を講師に招くなど，当事者との触れ合いから理解を促す。
- Jリーグ加盟クラブなどのスポーツ組織と連携し，スポーツイベント等において人権啓発活動を実施



(イメージ)

②コンテスト型啓発活動

法務省において障害のある人への理解促進等をテーマとしたポスター，動画を制作し，配布・配信する。制作に当たっては，広く国民からアイデアを募集し，優秀作品を素材とすることで，制作を通じて国民の理解を促進する。



(イメージ)

広く国民の障害のある人に対する理解を促進し，「心のバリアフリー」を推進

18. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動③

- 今年度以降、**公共的な広報活動を行う団体**に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請する。
- 2020年（平成32年）までに、大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等**幅広いボランティア活動実施者**に対し、障害の有無にかかわらず、すべての人々の人権や多様性を尊重し差別を行わないよう徹底するとともに障害のある人に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める。



公共的な広報活動を行う団体へ
「心のバリアフリー」の理解促進に向
けた協力要請



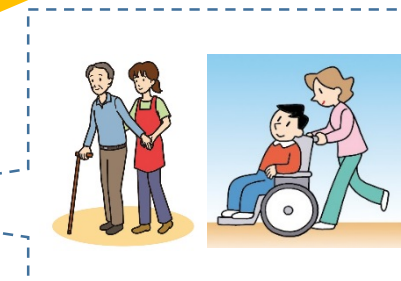
テレビ広告等により、従来「心のバリアフリー」に関心
の薄かった層も含めて働きかけ



国民全体を巻き込んだ取組へ



東京大会ボランティア、都市ボランティア等のボランティア
活動実施者に向けて「心のバリアフリー」の研修を実施



東京大会の関係施設等において
ボランティアが「心のバリアフリー」を実践

19. 障害のある人による取組

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、**障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援**することにより、共生社会の実現を図る。

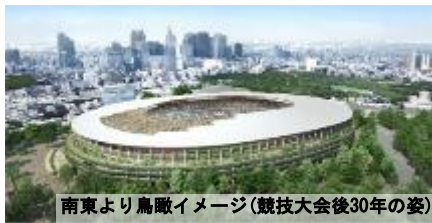
1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内市町村の障害のある人等、その家族又は地域住民など
3. 実施内容：**障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業**とする。
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する。
 - (1) **ピアサポート**：障害のある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
 - (2) **災害対策**：障害のある人等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
 - (3) **孤立防止活動支援**：地域で障害のある人等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
 - (4) **社会活動支援**：障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する。
 - (5) **ボランティア活動支援**：障害のある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
 - (6) その他の形式による支援：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

20. 競技会場におけるバリアフリー化の推進－新国立競技場－

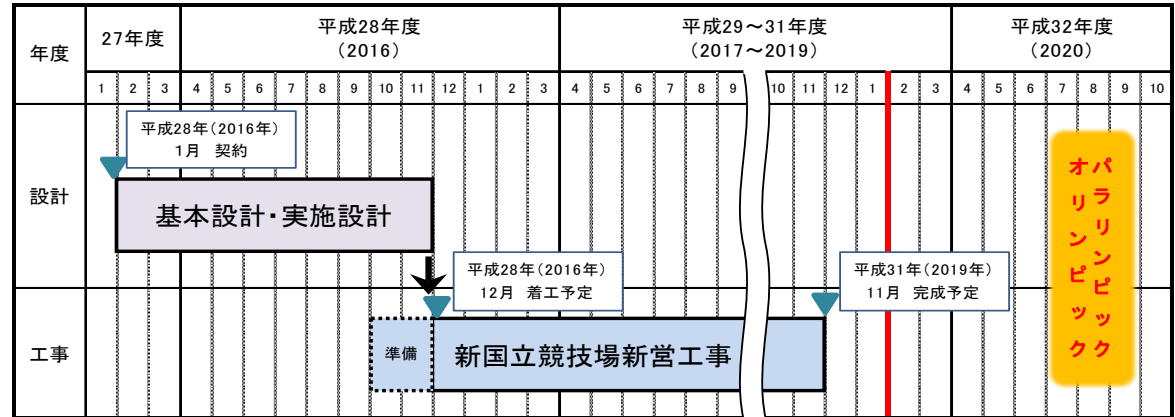
○新国立競技場におけるユニバーサルデザインについては、「新国立競技場の整備計画」の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プロセスを引き続き推進する。

新国立競技場整備事業(ユニバーサルデザイン関係)

- 平成27年8月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が決定した「新国立競技場の整備計画」において、「国際パラリンピック委員会（IPC）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。」とされている。
- 大成建設等JVでは、**設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループとのユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で事業を進めている。**



完成までのスケジュール(予定)

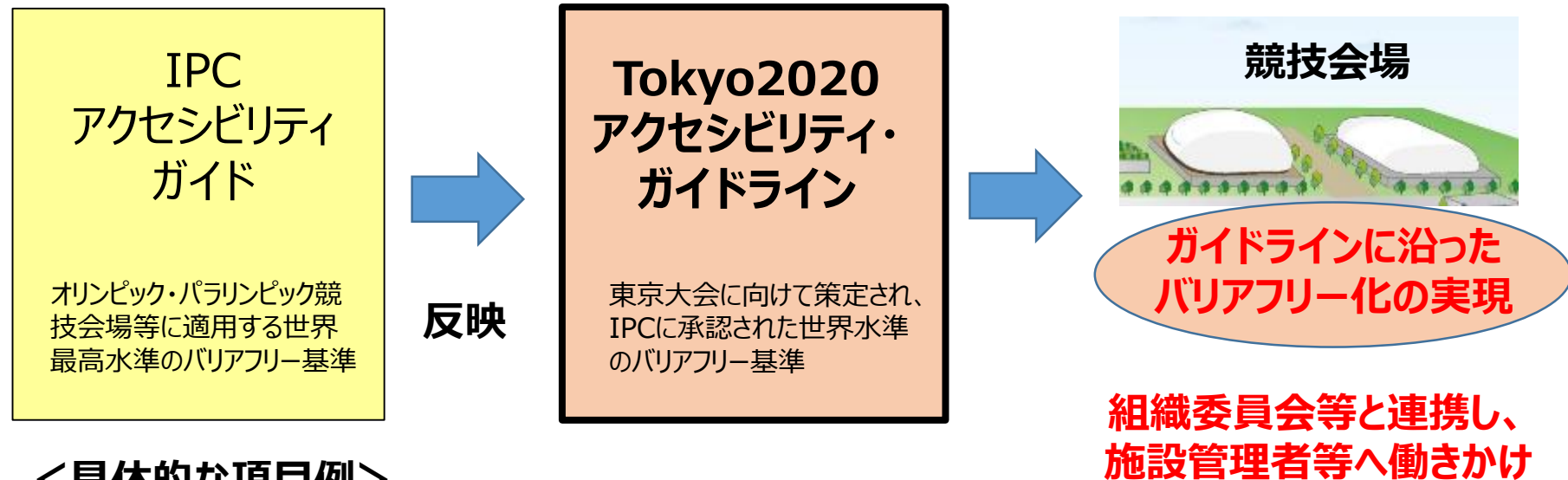


オ
パ
リ
ン
ピ
ッ
ク

21. 競技会場におけるバリアフリー化の推進（その他）

○大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された**世界水準のバリアフリー基準**（Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン）に従ったバリアフリー化に向けて、施設の整備や施設管理者等への働きかけ等を行う。

<イメージ>



<具体的な項目例>

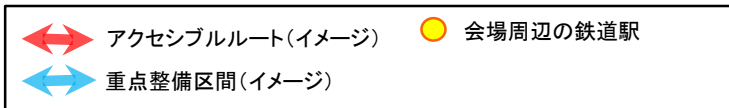
- ・エレベーター（有効寸法、操作盤の位置等）
- ・トイレ（有効寸法、機能分散の在り方等）
- ・座席（アクセシブルな座席の数、座席の在り方等）
- ・通路における傾斜路、階段、路面等の在り方 等

22. 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

- アクセシブルルート※に加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・面的なバリアフリー化を推進
- 国、都、区等による検討会を設置し、「重点整備区間」を決定
- 特に不特定多数の利用が見込まれるため、バリアフリー化の必要性が高い区間について、国は重点的に支援
- その他競技会場周辺やアクセス道路等において、バリアフリー対応型信号機等を整備

※アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線。今後、組織委員会で決定される予定

【競技会場周辺のバリアフリー化の例】



【バリアフリー化実施例】



<国道246号 青山一丁目駅周辺>



<北参道駅>



<音響式信号機>

【バリアフリー化の整備が必要な事例】



<外苑東通り 信濃町駅周辺>

- ・歩車道の段差が大きい
- ・視覚障害者用誘導ブロックが未整備



<信濃町駅>

- ・視覚障害者用誘導ブロックが未整備

23. 競技会場周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進

- 国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場周辺や外国人が多く訪れる主要な観光地周辺の都市公園を選定。
- 選定された都市公園についてバリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年（平成32年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。
- 更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として整備を図り、国は重点的に支援する。

移動等円滑化基準に適合した公園のイメージ

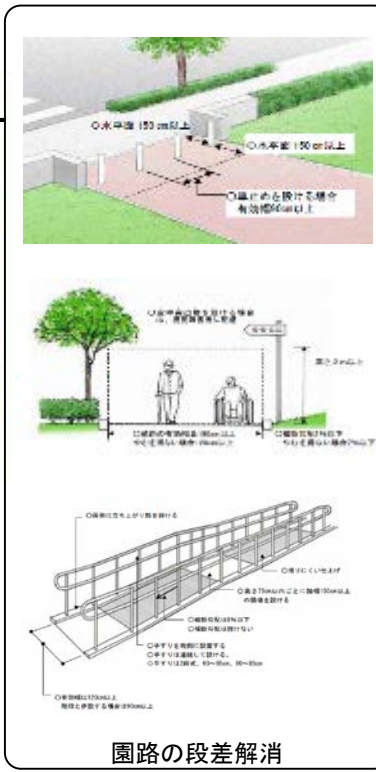
公園の出入口、駐車場から主要な公園施設までの園路及び広場の通行幅の確保、段差を解消するとともに、バリアフリー化したトイレ、休憩所、管理事務所等とのアクセスを確保。



車椅子利用者用駐車場を確保



バリアフリー対応トイレの設置



園路の段差解消

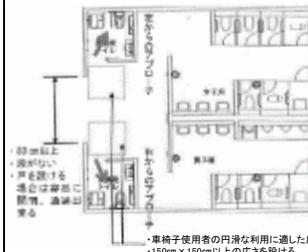
高水準のUD化が達成されたトイレのイメージ



子供連れ、車椅子の方に配慮した幅広洗面スペース



様々な方の利用に配慮した多目的トイレ



便所内に複数配置した男女共用の「多機能便房」

24. トイレのバリアフリー化調査について

○東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、不特定多数の者が利用するトイレのバリアフリー化や、トイレのバリアフリー化についての情報整備を促進することを目的とし、オリパラ競技会場等の周辺においてバリアフリー化されたトイレの実態調査を行い、その結果を踏まえ、効果的な改修方法を検討・提案する。

■ 範囲

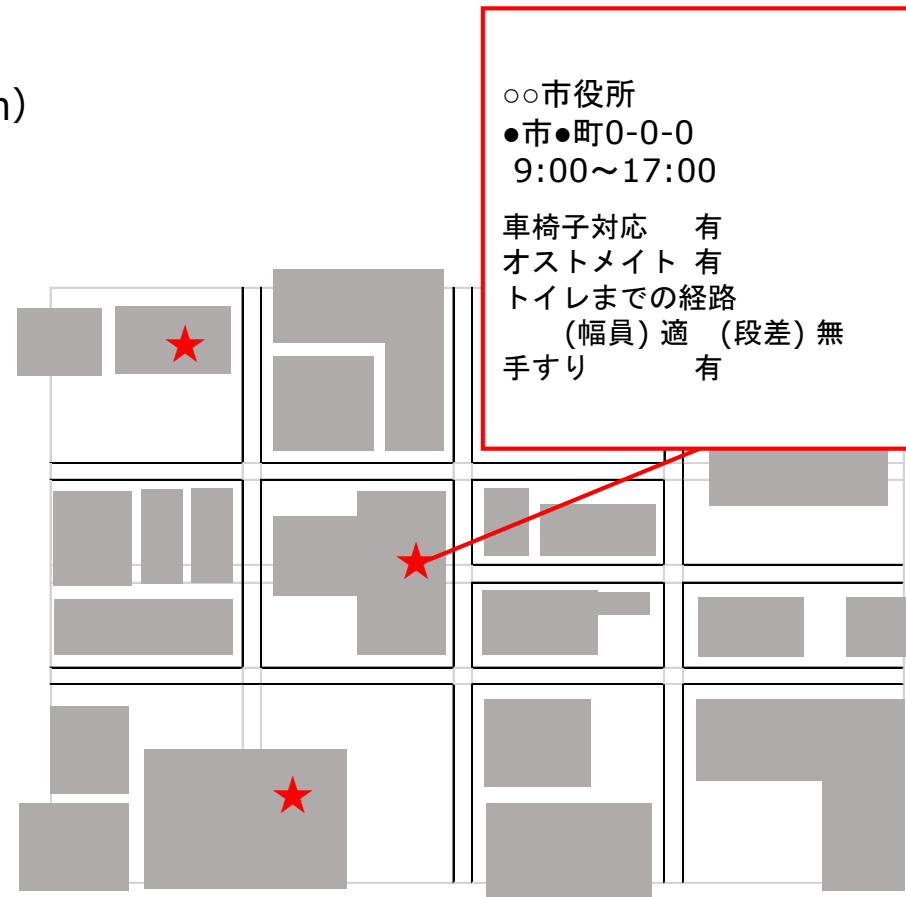
- ・オリパラ競技会場で想定される利用駅周辺（半径500m）
- ・主要ターミナル駅周辺（半径1km）

■ 調査対象建築物

- ・公共建築物（公衆トイレ含む。）
- ・一定規模以上の商業施設 等

■ 調査内容

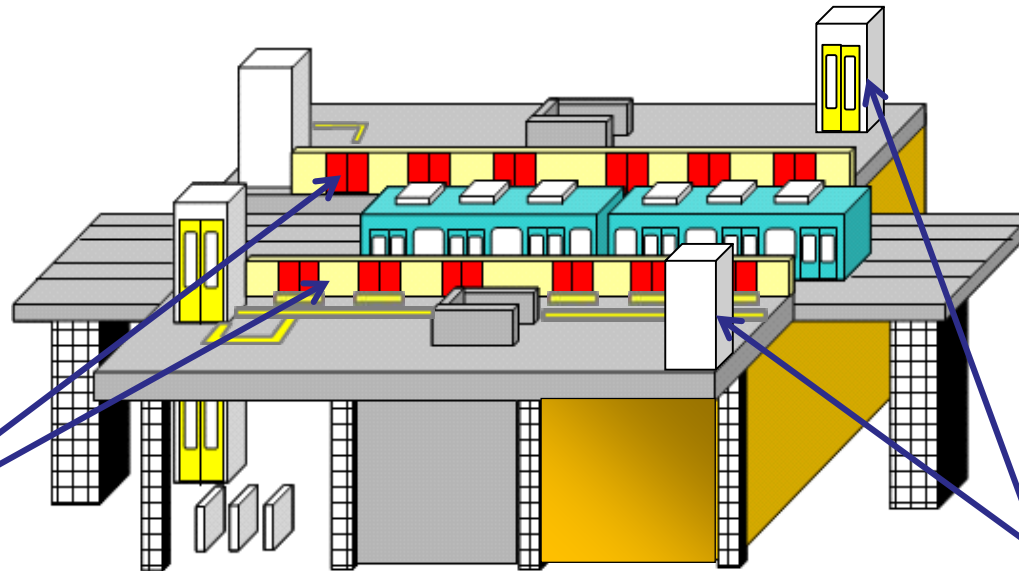
- (1) バリアフリー化されたトイレの有無
- (2) トイレのバリアフリー化の状況
 - ① 車椅子対応
 - ② オストメイト
 - ③ トイレまでの経路
 - ④ 手すり
- (3) トイレのバリアフリー改修の意向の有無



<成果物イメージ>

25. 主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

○アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとするオリンピック・パラリンピック関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について都と連携しつつ、重点支援を実施する。



ホームドア整備

エレベーター整備



ホームドア整備により視覚障害のある人等のより安全な移動が図られる。



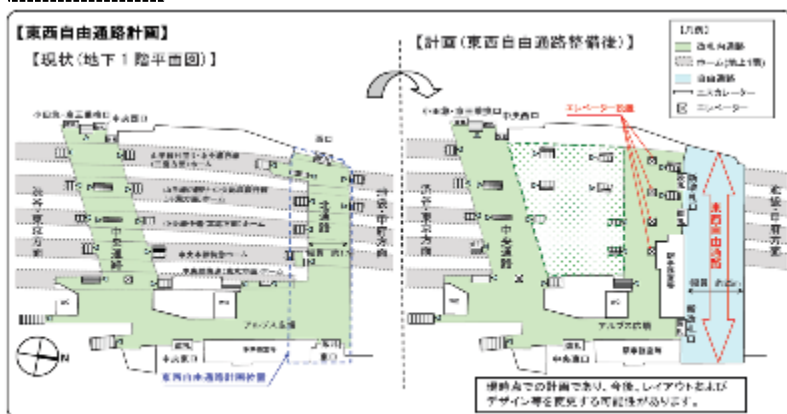
エレベーター整備により、車椅子利用者等の円滑な移動が図られる。

26. 都内主要ターミナル等における交通結節機能の強化・バリアフリー化

○主要ターミナル等において、交通結節機能の強化に向けた取組を推進

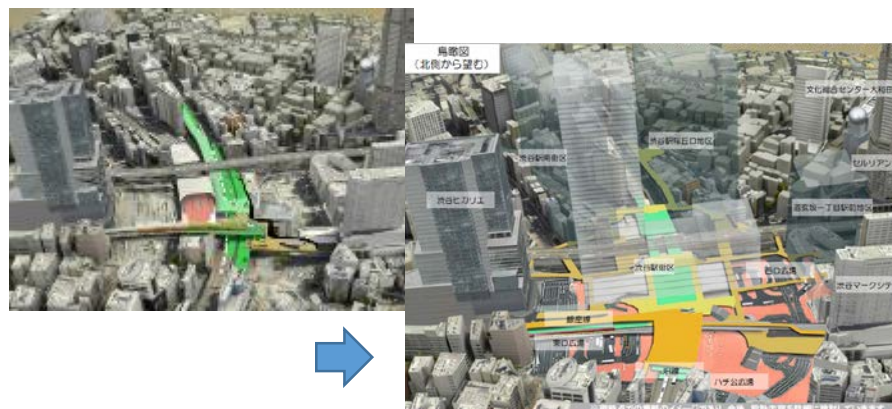
主要ターミナル等	交通結節機能強化に向けた取組	2020年における整備目標
新宿	東西自由通路整備等による交通結節機能の強化 ・駅中央部に東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化	自由通路供用予定
渋谷	駅ビル開発、駅改良と一体となった交通結節機能の強化 ・東西駅前広場の再編・拡充(歩行者空間の拡充)、東西自由通路などの整備 ・谷地形を活用した、多層にわたる歩行者ネットワークの形成と、周辺開発と合わせた縦動線の整備によるバリアフリー化 等	東口駅前広場概成(予定)
品川	都市開発、新駅整備、駅改良が一体となった交通結節機能の強化 ・駅前広場の整備 ・都市開発と一体となった南北歩行者ネットワークの強化 等	新駅暫定開業及び 新駅周辺の基盤整備の概成
虎ノ門	都市開発と一体となった新駅整備等交通結節機能の強化 ・周辺開発と合わせた地下鉄日比谷線新駅整備と地下通路ネットワークの整備 等	新駅暫定開業

新宿



出典：東日本旅客鉄道株式会社

渋谷



※H24.10渋谷駅中心地区基盤整備方針より抜粋

27. 都市交通におけるバリアフリー化の推進

- 東京都は、都心から勝どきを經由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとしたオリンピック・パラリンピックを契機とする開発需要等、恒常的な需要に対応するため、環状2号線を中心として、都心と臨海部とを結ぶBRTの平成31年の運行開始に向けた具体的な検討を行っている。
- 我が国を取り巻く状況としても、高齢者等をはじめとした住民の社会・経済活動を支える公共交通を維持・確保するために利便性の高い新たな公共交通システムを構築していく必要があり、基幹的な公共交通となるバス交通の高度化（BRT導入・普及）を進めることが必要。
- そのため国土交通省としても、基幹的な公共交通としてBRTの導入を推進する上での利便性向上に資する新技術の導入に向けた検討を行っているところであり、平成28年度はバリアフリー縁石の有効性や国内導入に向けた課題についての調査検討および実証実験を行う。

東京都のBRT計画(案)



出典：
『都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画』
(平成28年4月、東京都都市整備局・京成バス株式会社)

検討する新技術の例

○バリアフリー縁石



○大量乗降可能なバス停



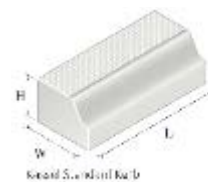
大量輸送を可能とする大量乗降が可能なバス停の在り方について検討していく。



○光学式白線誘導方式



舗装上の白線をガイドとして乗降場付近で車両を自動制御することで、乗降場への正着※の確実性を高め、アクセシビリティや定時性を高める新技術の導入について検討していく。



乗降場となるバス停の歩道にバス車両の正着※が可能となる。海外の導入事例などを参考とし、日本国内でもH28年度に実証実験を行う。



※バスが停留所の縁石と隙間なく停車すること。

28. 成田、羽田（国際線）を中心とした空港のバリアフリー化の推進

<基本的な考え方>

東京オリパラのレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境を目指す

①成田、羽田を中心とした空港のバリアフリー化の推進

1. 羽田（国際線）、成田（＝海外との玄関口）

○世界トップレベルのUD水準

2. 羽田（国内線）（＝国内線との接続）

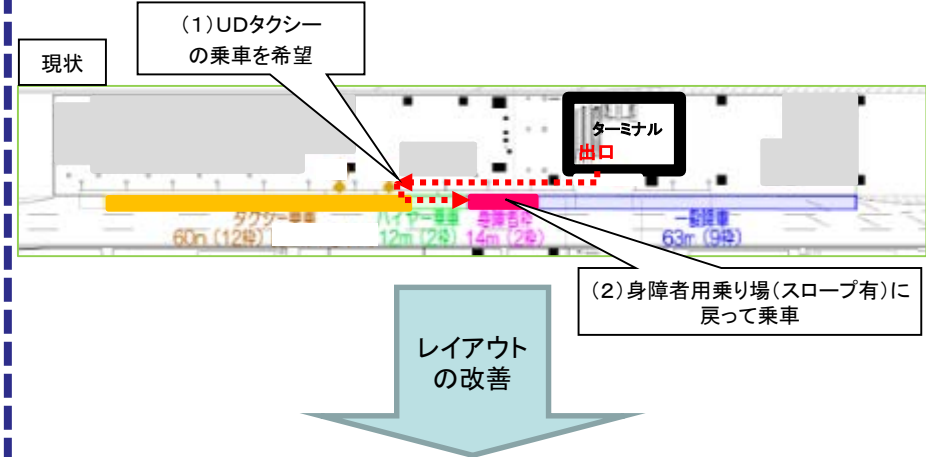
○障害のある人を含めすべての人が空港を快適に利用できるUD水準

3. 関空、中部、新千歳、福岡、那覇等

○障害のある人を含めすべての人が空港を不自由なく利用できるUD水準

このような理念に基づき
東京オリパラの旅客実態等も勘案して、
本年度中に数値目標を設定するとともに、
取組内容を具体化する。

②羽田国際線のタクシー乗り場再配置



- エレベーター、エスカレーターが付近にあるターミナルビル出口前面に、タクシー乗車場を配置。
→UDタクシーへの誘導性を改善。
- タクシー乗車場と身障者用乗降場を隣接させ、スロープ等を利用しやすくする。
→UDタクシーへの乗車利便性を改善。

ユニバーサルデザイン タクシーとは？

流し営業にも活用されることを想定し、身体障害のある人のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両



写真の出典：
・日産自動車ホームページ、パンフレット等

29. リフト付きバス・UDタクシー車両の導入促進

- バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に**導入が遅れている空港アクセスバス及びUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて、重点的に支援**を行う。
- 図柄入りナンバープレート制度検討会の取りまとめ（本年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。**

リフト付きバス・UDタクシーの導入支援

現状 **平成26年度末（現状）**
 ・リフト付きバス等 856台(5.7%) ・福祉タクシー車両 14,644台(6.1%)

具体的な導入支援

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」又は「地域公共交通確保維持改善事業」による支援措置

リフト付きバス



補助率 1/4 又は補助対象経費と通常車両価格の差額の 1/2 のいずれか低い方

UD（ユニバーサルデザイン）タクシー

乗車空間
標準的な車椅子で乗車できるスペース

乗降口
安全に乗降するための手すり
乗降しやすい補助ステップ

車椅子乗降口
標準的な車椅子で乗降可能な幅

十分な耐荷重
標準的な車椅子で乗降可能な高さ

車椅子乗車用スロープ

補助率 1/3

ナンバープレート寄付金の活用

図柄入りナンバープレートの一例（東京オリパラナンバー）

- ・東京オリパラに向けて、平成29年10月頃から平成32年（2020年）までの間、希望者に対し、オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で、**全国において交付**
- ・図柄は、**エンブレムのみ（寄付金無し）1種類、エンブレムと図柄（寄付金あり）1種類の計2種類**の予定
- ・交付に合わせて**寄付金を募集**し、その収入を**交通サービスの整備に活用**

東京オリパラナンバー（イメージ）

エンブレムのみ（寄付金無し）



エンブレムと図柄（寄付金あり）



寄付金を充てる事業（例）

- ・リフト付きバスの導入
- ・UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入 等

30. 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正

○Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインを平成29年度中を目途に改正する。

移動等円滑化基準

公共交通施設及び車両について、旅客施設を新たに建設し、若しくは大規模な改良を行う時・車両に関しては、新たに事業の用に供する時に適合義務のある基準。

<対象施設・車両>

- ・鉄軌道駅
- ・バスターミナル
- ・旅客船ターミナル
- ・航空旅客ターミナル
- ・鉄道車両
- ・バス車両
- ・船舶
- ・航空機 等



バリアフリーガイドライン

事業者等が実際に施設及び車両を整備する際の在り方や、望ましい内容を具体的に示した目安。

<対象ガイドライン>

- ・バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)
- ・バリアフリー整備ガイドライン(車両編)

主な検討項目例

○車両における車椅子スペースの設置箇所数に関する検討

○多機能トイレの機能分散に関する検討

○移動制約に応じた情報提供の検討等



31. 建築設計標準の改訂

○東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、「Tokyo2020アクセシビリティガイドライン」の策定等、誰もが安全で快適にアクセスできるユニバーサル社会実現のための動きが加速化している。このため、建築設計標準の内容の充実化を図り、全国のアクセシブルな環境整備を促進する。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- 設計標準とは 高齢者や障害のある人がより利用しやすい環境を促進するために、建築主、設計者に対しての指針
- 記載事項
 - ①建築物バリアフリーの全体計画の考え方
 - ②単位空間の設計(トイレ、出入口、廊下 等) ※他にもバリアフリー法、基本寸法(車椅子の大きさなど)等の情報を記載
 - ③設計事例集(図面、写真を用いて優れている箇所を解説)
- 単位空間の設計記載項目(抜粋)
- 単位空間の設計(記載例)

トイレの単位空間設計

■設計のポイント

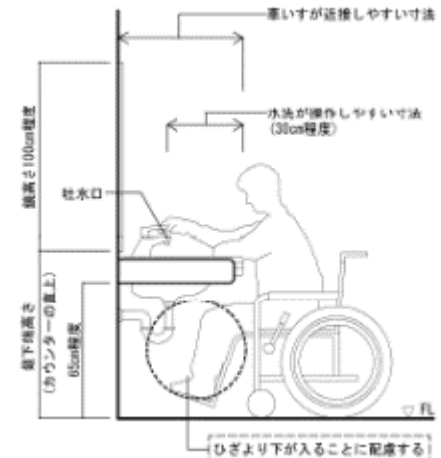
- 1) 個別機能を備えたトイレの設置
- 2) 多機能トイレと簡易型機能を備えたトイレの設置
- 3) 多機能トイレの設置

■記載項目

配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等を具体的な寸法で記載

■記載例 (出入口の有効幅員)

原則80cm以上、利便性を考慮すると90cm以上が望ましい
出入口前には車椅子転回スペース(140cm角)を設ける等



改訂

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 [改訂版(平成28年度予定)]

- Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの基準を反映(ホテル客室など)
- 聴覚障害のある人のための文字情報設備による情報提供の充実
- バリアフリートイレへの改修事例を追加等

32. 観光地のバリアフリー情報提供促進

- 観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。
- 将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。

観光地の調査

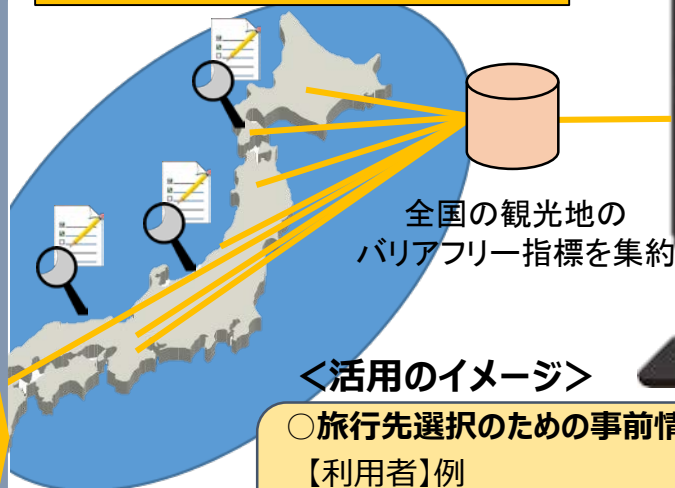
拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。



<チェック項目例>

観光施設	
評価視点	評価項目
駐車場	障害者用駐車場の有無 駐車場から入口までの案内図の有無 駐車場から入口までの外国語案内の有無
入口・通路	入口・通路の段差解消 通路上の梁や柱など危険箇所の有無と注意喚起 施設内の配置図の有無 施設内の外国語案内の有無
段差解消	階段 手すりの点字案内の有無
	スロープ 車いすの通行可否(勾配、幅員、折り返し)
	エスカレーター 音声案内の有無
エレベーター	車いすが無理なく入ることができる大きさ、車いすに配慮された操作盤 行先階等の表示の有無
	行先階等の音声案内の有無 行先階等の外国語案内の有無 操作盤の点字表記の有無 操作盤の外国語表記の有無
トイレ	多機能トイレの有無 トイレ内配置の触知図の有無 乳幼児排泄用設備(ベビーベッド、おむつ換え等)の有無
施設、展示場等の案内	車いすの高さからの視線を考慮した対応 聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンス、音声案内など)の有無
	文字情報の充実 多言語表記の有無 外国語聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンスなど)の有無

一元的な情報提供のイメージ



<活用のイメージ>

- 旅行先選択のための事前情報が得られる

【利用者】例

車椅子でも楽に移動できるのか。
今度の家族旅行はここに行ってみようかな。

- 観光地・個別施設のアピールができる

【利用者】例

触れられる仏像模型があるのか、
ここは面白そうだな。

- 観光エリア・観光施設の自己診断ができる

【施設管理者】例

エリアとしては施設間の連携が良くないのか。
今後の参考にしよう。

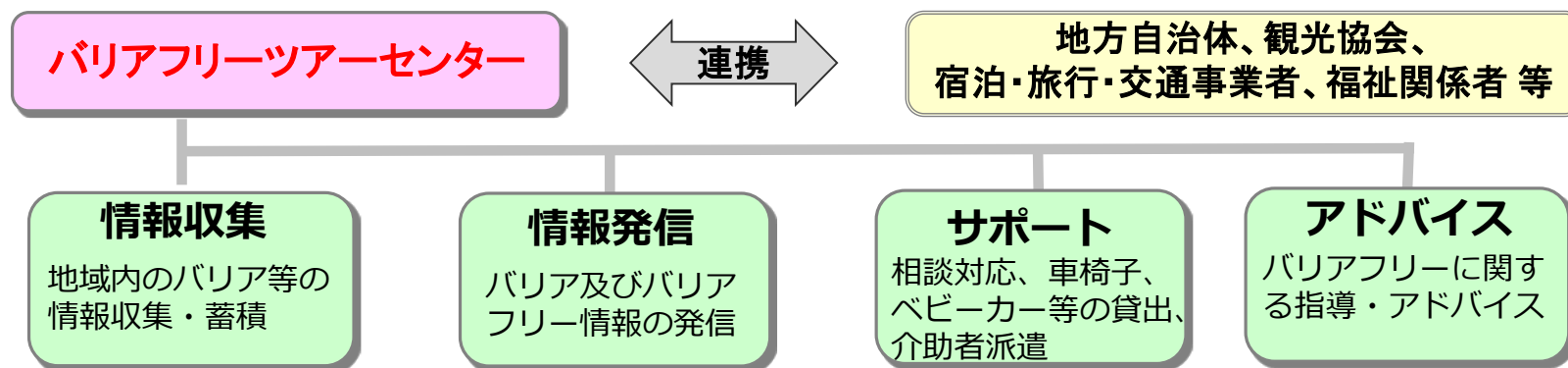


バリアフリースターセンターの展開に向けて

- バリアフリースターセンター設立の促進を図る。
- バリアフリースターセンターにおける情報発信の多言語化により、海外からの高齢者・障害のある旅行者を受け入れる体制づくりの促進を図る。

■バリアフリースターセンターとは（バリアフリー旅行相談窓口）

高齢者や障害のある人を始め、乳幼児連れ、妊産婦など観光や移動に際して困難を生じたり何らかの支援を必要とする方、誰もが旅行を楽しむことができるよう、相談・問い合わせ等の対応を実施。



■バリアフリースターセンターの設立・活動強化

◆地域における受入体制の強化

- ・先進事例（伊勢志摩など）を参考とした「地域の受入体制強化マニュアル」を平成25年度に作成。作成したマニュアルを基にバリアフリースターセンターの設立及び機能強化を支援。
- ・誰もが旅行を楽しむことができるよう自立継続的な取組の拡大を目指す。

34. 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進

- 鉄道駅から徒歩圏内の生活関連施設の約 6 割しかバリアフリー化された経路で結ばれていない
- 全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的なバリアフリー化の取組を支援
- 生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機等を整備

【主要駅のバリアフリー化の状況】

全国の生活関連施設
約 40万施設

全国駅の生活関連施設
駅から徒歩圏内500m
約 3万施設

駅からバリアフリー化された経路で結ばれている施設は約6割※
(4.7施設／8.6施設)

※乗降客数3千人以上の駅の1割程度を抽出して調査した結果(369駅)

【伊勢市駅(三重県伊勢市)周辺のバリアフリー化の状況】

・基本構想が策定されていない伊勢市駅の徒歩圏内では、バリアフリー化された経路で結ばれている施設は、12施設中1施設(11. 外宮)のみ



- 生活関連施設
- 駅前広場
- バリアフリー化済み(歩道有り)
- バリアフリー化未実施(歩道有り)
- バリアフリー化未実施(歩道無し)

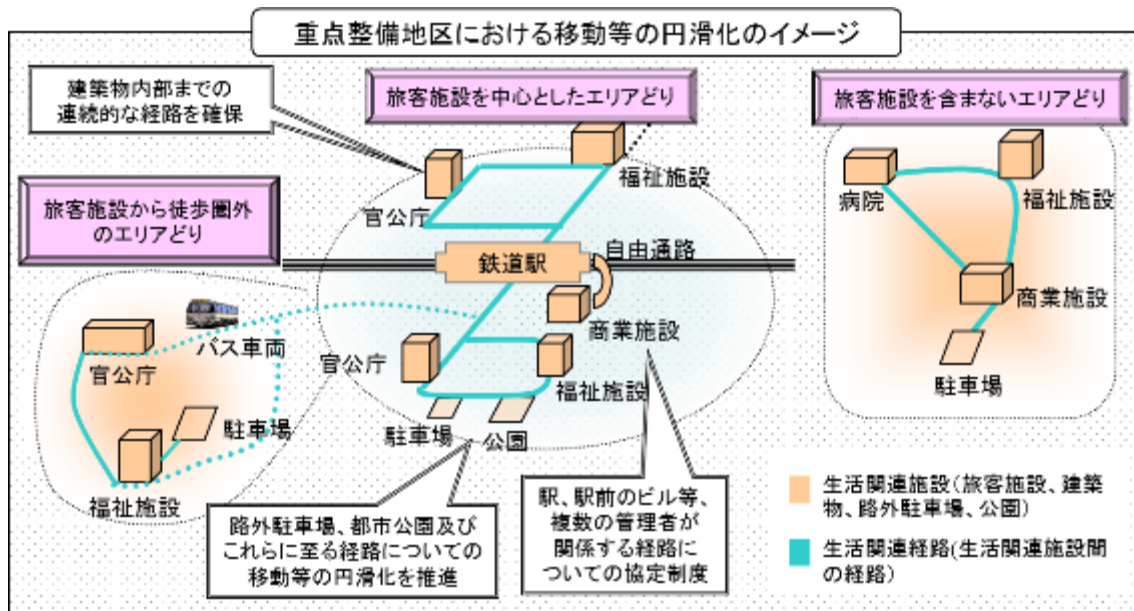
【バリアフリー化のイメージ】

- 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改定し、これまで僅かだった具体的な取組事例や計画作成事例（庁内の検討体制を含む）を多く示すことにより、市町村における計画策定を促進支援する。
- 現在、市町村が任意に策定することとなっているバリアフリー法の基本構想について、広域連携やインバウンド観光の観点から、都道府県・国がより積極的に参画するなど、策定を促進する方策を検討する

バリアフリー基本構想

重点整備地区※において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想。

※ 旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区



ガイドブックの改定検討

取組事例や計画作成事例を多く示すなど、**分かりやすさに配慮した**ガイドブックの改定。



36. ピクトグラムのJIS化の取組について

- 緊急時に誰しも素早く安全な場所に避難できるよう、津波、土石流、火事等の「災害種別一般図記号」(※1)及び「災害避難誘導標識システム」をJIS化(平成28年3月公示済)。その成果を踏まえ、今後、ISO規格化を目指す。
- 外国人観光客や障害のある人の移動円滑化を目指して、無線LAN、人工肛門(オストメイト)対応トイレ等の「案内用図記号」(※2)を新たにJIS化するとともに、既存の「案内用図記号」JISについてもISO規格との整合化の検討を行い、今年度、JIS原案作成予定。案内用図記号の全国的な普及を促進する。



(※1)災害種別一般図記号(例)



(※2)案内用図記号案(イメージ)



(※3)標準案内用図記号(例)

昭和39年 東京オリンピック開催

初めての競技・施設ピクトグラム採用とその体系化

平成14年 日韓ワールドカップ開催

観客移動対策で、標準案内用図記号(※3)をJIS化

平成25年 東京オリンピック・パラリンピック開催決定

平成27~28年度 東京オリパラに向けて、移動円滑化のための新たな案内用図記号のJIS化及びISO規格との整合化、全国的な普及促進

2020年(平成32年) 東京オリンピック・パラリンピック開催

37. パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討

- パーキング・パーミット制度は、障害のある人等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。
- 本制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

制度の導入の背景

障害のない人が身障者用駐車場に車を停めているため、そのスペースに駐車できずに困っている

障害のある人たちのために駐車スペースを確保しておくための統一ルールが欲しい

困っている人たちをみんなが支え合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要

利用証交付と施設管理者の協力により本当に必要な人がいつでも気軽に利用できるように

パーキングパーミット制度



① 車椅子利用時の待ち時間や、多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応

現状・課題

【車椅子利用時の待ち時間の短縮】

- 一部の鉄道事業者では、乗車駅・降車駅・乗継駅における介助要員を手配するため、駅への事前連絡を求めている。
- 事前連絡がなかった場合、介助要員の手配が完了するまで時間を要することがあるため、一定時間待たないと乗車できない等車椅子利用者の利便に支障が生じている可能性がある。

【多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車する際の対応】

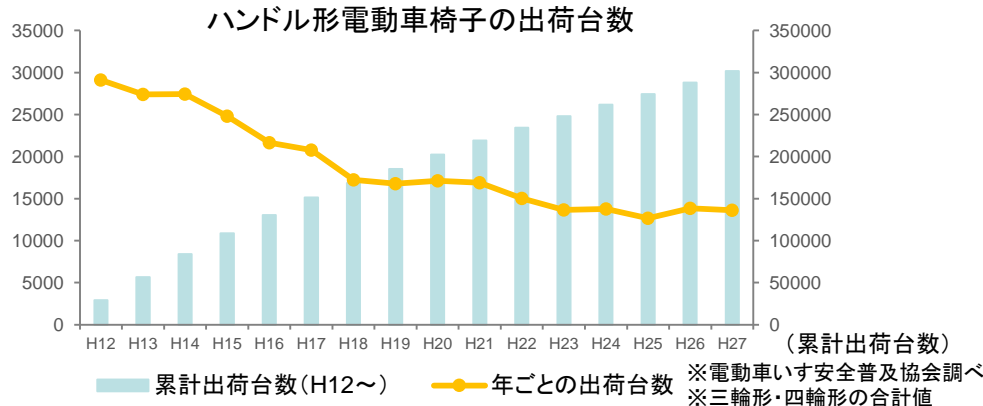
- 鉄道事業者では、イベント開催時などで車椅子利用者の集中が予想される場合には、介助要員を予め多数手配して対応。
- 多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車することが予想されるオリンピック・パラリンピック開催時における車椅子利用者の需要に照らし、鉄道事業者の対応が全体として十分か検討が必要。

障害者団体や鉄道事業者等、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げ、検討を進める。

②ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件等の見直し

現状・課題

- ハンドル形電動車椅子については、基本的に屋外利用を想定し、公共交通機関の利用に適した設計となっておらず、また、運転操作に起因する事故も発生している状況にあり、鉄道事業者は安全性を懸念。
- ハンドル形電動車椅子を利用した鉄道車両等への乗車は下記の要件を満たした場合にのみ可能となっている。
 - ・介護保険等の公的な制度によって真に利用が必要であることが確認されていること
 - ・車椅子の寸法、回転半径等、構造に関する一定の要件（構造要件）を満たしていること
- 構造要件の確認については（一社）日本福祉用具評価センターが実施しており、同センターが発行するステッカーを車椅子に貼付することにより乗車可能となる。
- デッキ付き車両については、利用可能な車両が限定される。
- しかし、障害者団体からは、アメリカ等海外ではハンドル型電動車椅子と他の車椅子を区別しておらず、要件の見直しを要望されている。
- 2020年東京大会ではハンドル形電動車椅子を含む多くの車椅子利用者が我が国を訪れることが見込まれる。



ハンドル形電動車椅子
(例)



セニアカー(スズキ)

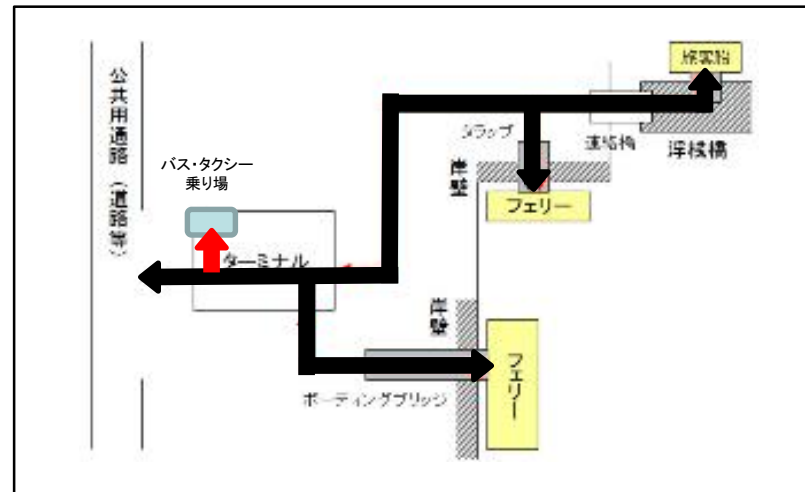


(一社)日本福祉用具評価センター
発行ステッカー

ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を本年度中に設置し、本年度末を目処に結論を得る。

旅客船ターミナルにおける連続的なバリアフリー化について

- 陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗り継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を本年度中に点検し、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。



旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化の事例



ターミナル入口にスロープ・手摺等が無く、円滑な移動に支障がある状態



スロープ・手摺等が整備され、円滑な移動が可能である状態



浮橋整備前の係留施設



バリアフリーに配慮された浮橋

41. 船旅メジャールート、旅客船のバリアフリー化の促進

旅客船における先進的なバリアフリー化について

- 船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化の推進
→ 今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。
- 旅客船全体のバリアフリー化の推進
→ 本年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

先進的なバリアフリー化の促進について（事例）

表示・案内に関するバリアフリー化（例）



・運航情報提供設備の複数化



・触知案内板の複数化



・事故時の臨時情報提供設備



・エレベーター内の操作盤を点字表示化

旅客用設備の利用に関するバリアフリー化（例）



・オストメイトの設置
・バリアフリートイレの複数化



・バリアフリー客席と別甲板にある遊歩甲板へのバリアフリー化



・総合受付カウンターのバリアフリー化



・グレード毎のバリアフリー客室



〈スタンダード〉



・バリアフリー客室の呼出しボタン

42. 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

①「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂

- 「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）とは、交通バリアフリー基準・ガイドラインをベースに、空港での運用条件を考慮して、すべての人にとって使いやすい空港旅客施設となるよう、空港関係者が具体的に施設計画を検討する際の参考となるものである。
- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する

②「障害者差別解消法」に基づく対応方針（航空旅客ターミナル業）の策定

- 航空旅客ターミナルにおいて、「障害者差別解消法」に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等にかかわる対応方針を本年度中に策定する。

●差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

●合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務

すでに策定済みの航空運送業に関する対応方針等を参考に、航空旅客ターミナル業についても対応方針を策定する。

43. 歩行者移動支援サービスの実証

○屋内電子地図等の空間情報インフラの整備を推進し、誰もがストレスを感じることなく、迷うことなく移動・活動できるストレスフリー社会の実現に向けて、実証実験等を通じ民間サービスの創出、サービスの基盤の全国的な整備・活用を促進する。

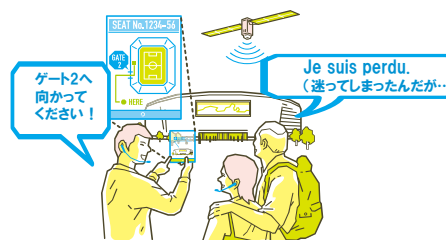
2020年（平成32年）時点に実現するサービスのイメージ

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、高精度測位技術を活用した多様なサービスが民間事業者により創出される。



自分の現在位置、目的地までの経路などの情報が詳細に手に入る

初めて訪れる国や都市で慣れない交通機関を利用しなければ行けない場合でも、自分の現在位置から目的地までの経路を詳細かつ正確にナビゲートできる。



広くてわかりづらい観客席へのご案内も正確かつスムーズに

ナビゲート用デバイスを所持したボランティアスタッフにより、会場内外のスムーズな案内を実現。多言語翻訳システムと組み合わせることで、世界中から訪れる人々にストレスフリーな大会観戦を提供する。

屋内外電子地図

測位環境（GPS, 準天頂衛星、ビーコン等）

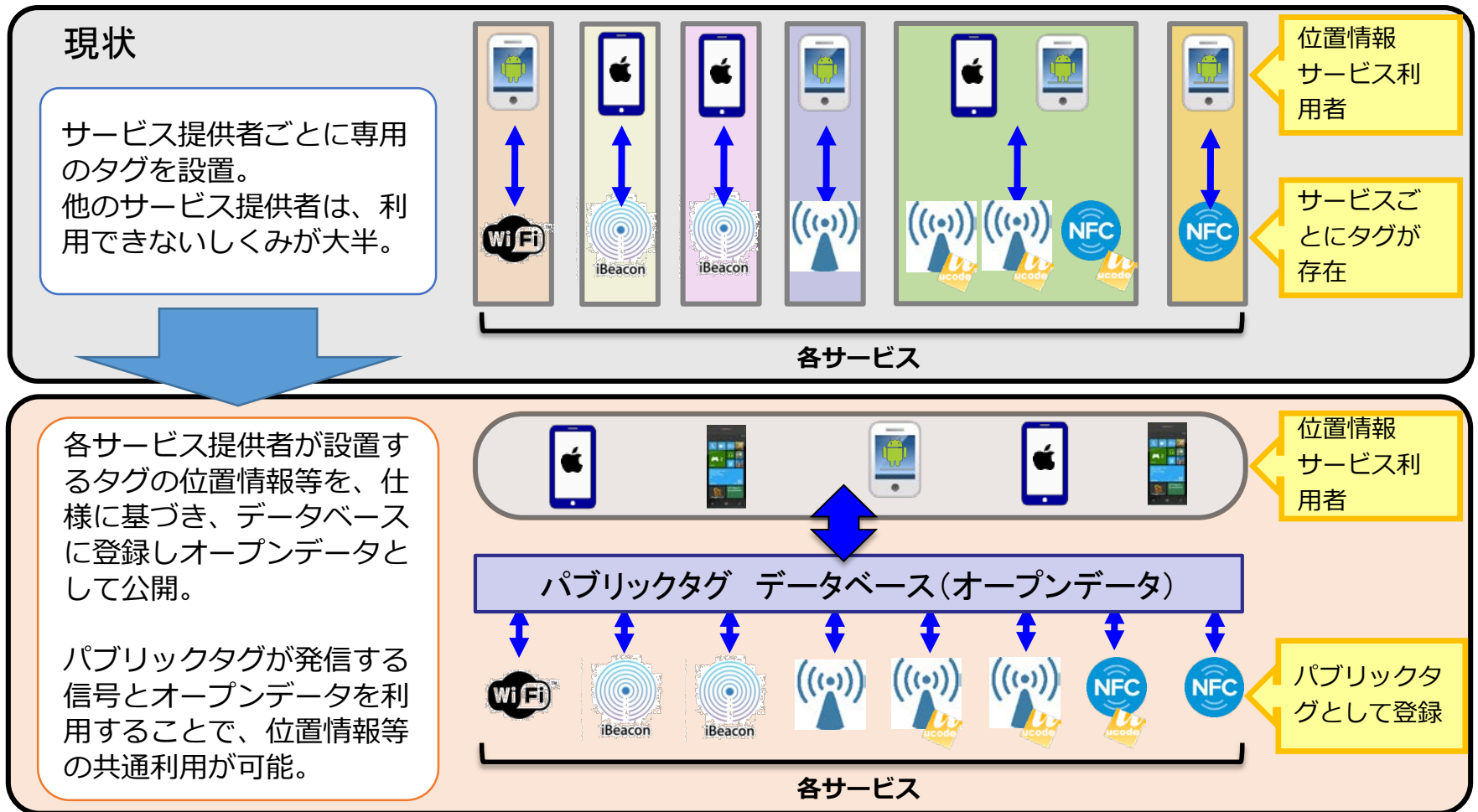
バリアフリー情報（歩行者移動ネットワーク、障害者用トイレ等のデータ）

携帯端末向けアプリケーション



44. パブリックタグの登録・設置推進

- 作成を進めている標準仕様に基づき、設置場所の位置情報等がデータベースに登録されたWi-Fiやビーコンなどのデバイス。本年度中に標準仕様（案）Ver1.0を公開し、パブリックタグの登録・設置を推進。



標準仕様に基づき登録し、オープンデータとして公開することで、複数の主体が設置したタグでも、共通に利用でき整合した位置情報が得られるため、シームレスなサービス提供が可能に

45. オープンデータ環境の整備

○ストレスフリー社会の実現に向けて、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等のデータをオープンデータとして公開することにより、民間事業者が多様なアプリが開発できる環境を整備。2020年（平成32年）に向けて競技会場周辺エリア等において面的にデータを収集し、オープンデータとして順次公開。

バリアフリー情報等の各種データを様々な主体が所有



現状は、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等の各種データについて、各施設管理者が独自の様式で所有

各種データを収集し、オープンデータとして順次公開



各種データを収集し、歩行者移動支援に活用できるデータとして、オープンデータサイト※において公開

※「歩行者移動支援に関するデータサイト」をH27.7に国交省HPに開設し、バリアフリー情報等をオープンデータとして公開

民間事業者がデータを活用し、歩行者移動支援の多様なアプリを開発



民間事業者がオープンデータを活用し、各者の創意工夫により、多様な歩行者移動支援サービス(アプリ)を開発

46. 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間を提供する乗換検索システムの実現

○移動計画段階において目的地への到着時刻が予見できるよう、車椅子利用者等のためのバリアフリールート・乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針を取りまとめる。

<らくらくおでかけネット(交通エコモ財団)>

車椅子で移動しやすい経路の検索や駅構内における車椅子で移動可能な経路を提供

- ・アクセシビリティ経路: ○
- ・時刻表と連動した乗換検索: ×

出典: 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 らくらくおでかけネット

<一般的な乗換検索サービスの例>

一般的に健常者の移動を前提とした経路や所要時間の検索サービスを提供

- ・アクセシビリティ経路: ×
- ・時刻表と連動した乗換検索: ○

※一部、限定的にサービスを提供している例もある

↓

➡ **アクセシビリティに配慮したより分かりやすい経路や乗換検索が可能なシステムの実現を目指す**

47. 走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現

- 視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、音声や文字情報（多言語）による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。

■ 既存の車内案内情報の課題

	車内案内表示	車内アナウンス
聴覚障害のある人	混雑で見えないことがある	利用困難
視覚障害のある人	利用困難	音声が小さい、雑音で聞き取れないことがある

このような状況が重なると、現在自分がどの駅間にいるのかが把握できず、いつ降車すれば良いのか分からない場合がある。

スマートフォンを活用したアプリの導入により、確実な案内を提供することが想定できる。

(イメージ)



音声や文字情報による走行位置案内



スマートフォンの言語設定を反映



48. 都市サービスの高度化（IoTおもてなしクラウドを活用したサービス連携）

概要

○IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、スムーズな移動、観光、買い物等の実現に向け、スマートフォン、交通系 I Cカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするため、複数地域で実証を実施。

目標

○2020年（平成32年）に向けて、個人の属性に応じた行動支援ための仕組みを確立する。



サービスイメージ(例)

- 1) 災害時等緊急時において、災害情報、避難所情報、交通情報、避難経路等をデジタルサイネージとスマートフォン等を連携させて安全に誘導。
- 2) ホテル等宿泊施設のチェックイン、パスポートのPDF化、公共競技場や美術館・博物館等の入退室管理
- 3) 主要観光地やショッピングモール等におけるデジタルサイネージで利用者の属性(言葉等)に応じた情報提供、ショップ、レストラン等で多言語等表示、買い物可能等。
(自国語での言語表示、障がいに応じたバリアフリーマップの提供、ハラル情報等が表示され安心して食事等)

49. 多機能トイレのマナー改善に向けた取組の推進

○多機能トイレの利用にかかわるマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を真に必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図る。

公共トイレの利用に関するマナー啓発の必要性

交通施設や公共建築物を中心として多様な利用者に配慮した多機能トイレの整備が進む



多機能トイレ



子ども連れ配慮
簡易多機能トイレ



キッズトイレ

車椅子利用者など多機能トイレの機能が必要になる方が多機能トイレを使えず困っているケースがある。

キャンペーンの実施

思いやりの心を持って
トイレを利用しましょう!

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

車いすを使用する方は、多機能トイレが使えないことがあり困っています。

- 「多くの人たちが使うようになって、しょっちゅう待たされるようになった!」
- 「出しっぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、出入りができないことがある!」
- 「おむつを替える人が長時間占用していて、その間待たされた!」 など

多機能トイレで待たされた経験を持つ車いす使用者は94%。

待たされたことがよくある	たまにある
52%	42%

※車いす利用者2名、車いす利用しない1名、車いす利用しない2名

多機能トイレが使用中と、他に使えるトイレがなくて待つことに…

おむつ替えシートがたたまれておらず、車いす使用者は自分で出入りできない!

車いすを使用される方は、広いスペースが必要なので、多機能トイレを利用されています。

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを長時間利用することは控えましょう!

トイレの利用マナー改善に関する
ポスターの掲示等